

京都府新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成25年7月

京 都 府

目 次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
II-5. 対策推進のための役割分担	9
II-6. 府行動計画の主要6項目	12
(1) 実施体制	13
(2) サーベイランス・情報収集	15
(3) 情報提供・共有	16
(4) 予防・まん延防止	17
(5) 医療	21
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	23
II-7. 発生段階	23
III. 各段階における対策	
未発生期	27
(1) 実施体制	27
(2) サーベイランス・情報収集	28
(3) 情報提供・共有	29
(4) 予防・まん延防止	30
(5) 医療	31
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	33
海外発生期	35
(1) 実施体制	35
(2) サーベイランス・情報収集	36
(3) 情報提供・共有	36

(4) 予防・まん延防止	37
(5) 医療	38
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	40
国内発生早期	41
(1) 実施体制	42
(2) サーベイランス・情報収集	42
(3) 情報提供・共有	43
(4) 予防・まん延防止	43
(5) 医療	46
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	47
国内感染期	51
(1) 実施体制	52
(2) サーベイランス・情報収集	52
(3) 情報提供・共有	53
(4) 予防・まん延防止	54
(5) 医療	56
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	58
小康期	61
(1) 実施体制	61
(2) サーベイランス・情報収集	62
(3) 情報提供・共有	62
(4) 予防・まん延防止	62
(5) 医療	63
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	63
(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について	65
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	73
【用語解説】	77

．はじめに

1．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2．取組の経緯

京都府（以下「府」という。）においては、重症急性呼吸器症候群（SARS）事案、高病原性鳥インフルエンザ事案の経験を踏まえた感染症危機管理対策として平成17年12月に京都府新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところであるが、平成21年4月、国の新型インフルエンザ対策行動計画の改定を踏まえ、京都府新型インフルエンザ対策計画（以下「対策計画」という。）として改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

府においては、同年4月28日に京都府新型インフルエンザ対策本部を設置、コールセンター及び発熱相談センターを設置した。

同年5月16日に国内1例目が発生したため、同日府内10病院に発熱外来を設置、21病院まで拡大し対応したが、同月22日に国が基本的対処方針及び医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針を策定、府内は感染拡大防止に努めるべき地域とされ、患者には引き続き入院勧告を継続した。同年6月19日に運用指針が改定され、同年8月1日以降、医療体制を全ての医療機関において対応する体制に切り替えたところである。

この対策計画は、本来は高い病原性を持つ鳥インフルエンザを想定していたが、病原性が低い場合は、ウイルスの病原性に依りて柔軟に対応する必要があったため、平成21年9月に、それまでの知見や対策の検証も踏まえ、対策計画を改定した。

さらに、新型インフルエンザ(A/H1N1)が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計され、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られたことを踏まえ、国が平成23年9月に、新型インフルエンザ対策行動計画の更なる改定を行なった。

府においても、国の計画改定を踏まえ、病原性の程度や地域の発生状況に応じた柔軟な対策を講じることができるよう、平成24年3月、対策計画を改定した。

3. 府行動計画等の作成

府は、特措法第7条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が定める、都道府県が都道府県行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)を作成した。

府行動計画は、府が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

府行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含む。以下「新型インフルエンザ」という。)

- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、新型インフルエンザ等が発生し、国において新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合に、知事、副知事及び各部局長からなる京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）を設置し、庁内各部局一体となった対策を強力に推進するため、京都府新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年府条例第10号。以下「条例」という。）を制定した。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、府行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 . 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、国は、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

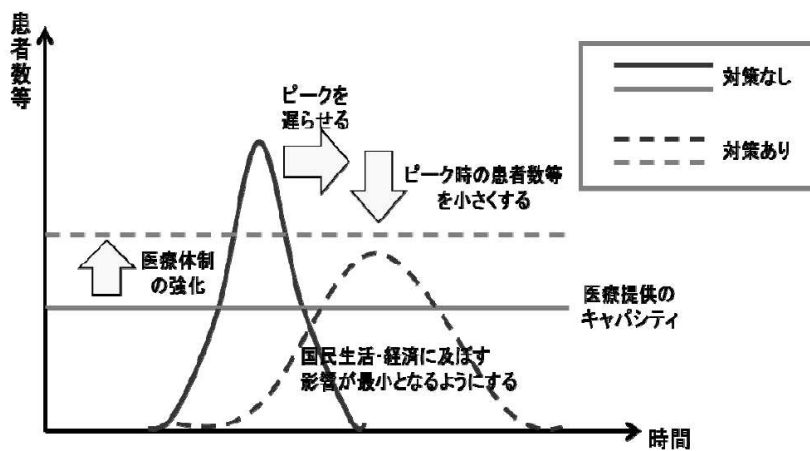
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

府においても、全庁をあげて、国、市町村、関係機関と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていく。

< 対策の効果 概念図 >



- 2 . 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立することとしている。(具体的な対策については、 . において、発生段階毎に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定している。

発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛の要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協

議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを府民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や府民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

府行動計画は、以上のような考え方を踏まえて作成したものである。

- 3 . 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

府、市町村又は指定（地方）公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 . 基本的人権の尊重

府及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示（以下「要請等」という。）不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定

物資の売渡しの要請等の実施に当たって、府民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、府民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部は、府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村対策本部長から府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

また、府は、未発生段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、関係市町村との意見交換を行っておく。

4. 記録の作成・保存

府及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、府対策本部及び市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

- 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱や咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きつつ、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計

この推計を府にあてはめると、医療機関を受診する患者数は約277千人～約520千人（中間値約358千人）である。この上限値約520千人を基に、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合における入院患者数及び死亡者数を推計したところ下表のとおりである。

病原性	中等度	重度
入院患者数	11,000人	41,000人
死亡者数	3,400人	13,000人
1日当たり最大入院患者数	2,080人	-

- ・ これらの推計に当たって、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある、また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 府民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者及び不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

- 5 . 対策推進のための役割分担

1 . 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として

万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で特措法第18条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 地方公共団体の役割

府及び市町村は、公衆衛生部局と危機管理部局を中心とした全庁的な体制により、危機管理体制を構築し、社会機能の維持、医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、啓発等の対策を総合的に推進する。

(1) 府

府の各部局においては、府行動計画等に基づき関係部局及び関係機関と連携し具体的な対策を検討し、部局別マニュアルを作成する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、条例に基づき府対策本部を設置し、国における基本的対処方針を踏まえつつ、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域の状況に応じて判断を行い、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府庁の業務継続を図る。

また、対策の推進に当たっては、国、市町村、他府県、関係機関及び事業者と連携を図る。

特に京都は、府内に多くの大学が所在し、また、観光旅行者が多数訪れることから、大学や観光関係団体、事業者との情報の共有と連携について留意する。

(2) 近隣府県及び広域連合

府、近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を可能な限り抑制し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、以下の事項等について、相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応をとるよう努めるものとする。

< 広域連携対応の分野（例） >

勤務地又は通学地と住所地が異なる感染事例への対応
公共交通機関、ライフライン企業等関係機関への要請
国への要望等風評被害への対応
府県境界地域での医療機関情報等の共有
啓発広報
報道機関への情報提供基準
その他必要な事項

(3) 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者等）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市である京都市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、府に準じた役割を果たすことが求められ、府と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の府民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7. 府民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

- 6 . 府行動計画の主要 6 項目

府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する」こと及び「府民生活及び府民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)

情報提供・共有」(4)「(4) 予防・まん延防止」(5)「(5) 医療」(6)「(6) 府民生活・府民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、府、国、市町村及び事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策推進会議の枠組を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内各部局等の連携を確保しながら、庁内各部局一体となった取組を推進する。さらに、関係部局においては、市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、府対策本部が設置された場合は、庁内各部局一体となった対策を強力に推進するため、速やかに条例に基づき、府対策本部を設置する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、府対策本部長が、特措法に基づき、府域において緊急事態宣言を行った場合は、必要な措置を講じる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められることから、府は、新型インフルエンザ等の発生前から、府行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家から構成される京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「府有識者会議」という。）の意見を聴取するとともに、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

府対策本部の設置等

1) 発生前の体制（対策推進会議の設置）

未発生期においては、危機管理監を座長とする「新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。

区分	構成員
対策推進会議	(座長) 危機管理監 (副座長) 健康福祉部長、農林水産部長 (構成員) 知事部局副部長、防災監、保健医療対策監、議会事務局次長、教育庁指導部長、警察本部警備第一課長、各広域振興局企画総務部長、保健環境研究所長、保健所長、家畜保健衛生所長等のうち適当と認める者
(事務局)	危機管理監(防災・原子力安全課)、健康福祉部(健康福祉総務課)

2) 発生後の体制(府対策本部の設置)

新型インフルエンザ等が発生し、国が府対策本部を設置したときは、条例に基づき、府対策本部を設置する。

また、府対策本部の設置に合わせ、迅速かつ機動的な対応を図るため、副知事を幹事長とする「新型インフルエンザ等対策本部幹事会」及び広域振興局長を本部長とする「新型インフルエンザ等地域対策本部」(以下「地域対策本部」という。)を設置する。

区分	構成員
対策本部	(本部長) 知事 (副本部長) 副知事 (本部員) 危機管理監、各部局長、防災監、保健医療対策監、議会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、人事委員会事務局長、教育長、警察本部長
(事務局)	危機管理監(防災・原子力安全課)、健康福祉部(健康福祉総務課)
幹事会	(幹事長) 副知事 (幹事) 関係部局長をもって充てるほか、教育次長及び警察本部警備第一課長 なお、必要に応じて、関係課連絡調整会議を開催する。
地域対策本部 (京都市域を除く)	(本部長) 広域振興局長 (副本部長) 保健所長 (本部員) 管内府機関の長、警察機関代表者
(事務局)	広域振興局企画総務部、健康福祉部

3) 府対策本部の主要所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおり定める。

新型インフルエンザ等対策に係る総合企画及び調整(実態把握、まん延防止策、広報啓発等)

関係課及び関係機関に対する総合指揮命令及び調整

関係情報の総合収集、分析及び提供

関係省庁及び関係府県との総合調整

地域対策本部との総合調整

4) 地域対策本部の主要所掌事務

市町村及び関係機関に対する調整

対策本部との調整

その他必要な対策

5) 府有識者会議

医師、ウイルスの専門家、弁護士、防災専門家、経済団体代表、市町村代表等からなる府有識者会議において、府行動計画の策定又は改定に当たり実効性等の分析検証を行う。

また、医療、衛生等に関することなど、個別の問題を検討する場合には、必要に応じ分野ごとの専門家による会議(府有識者会議と合わせ、以下「府有識者会議等」という。)において、専門的知見に基づく分析検証を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、国と連携し、各種のサーベイランスを実施するものとする。

また、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立したときには、府内のサーベイランス体制を構築する。

(3) 情報提供・共有

ア．情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、府、市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、府、市町村、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、府のみならず、国、市町村、関係機関、大学、事業者、地域、NPO等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

イ．情報提供手段の確保

府民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ．発生前における府民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、府及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、府民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に府民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ．発生時における府民等への情報提供及び共有

発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

府民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

府民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、府から直接、府民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）及び個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

府民の情報収集の利便性向上

府民の情報収集の利便性向上のため、国関係省庁の情報、都道府県及び市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ．情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。府対策本部における広報・広聴担当者を中心としたチームを設置し、広報・広聴担当者が適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、府対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

（４）予防・まん延防止

ア．予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせる

ことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

イ．主なまん延防止対策

個人における対策については、府内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛の要請等を行う。

地域対策・職場対策については、府内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

未発生期からのまん延防止対策を図るため、大学、短期大学、高等専門学校等に対して、保健センターや学内広報による事前の啓発を行うよう要請する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、市町村と連携し取組を進める。

また、各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか、海外で発生した際には、府は直ちに舞鶴港及び宮津港の検疫体制の強化を大阪検疫所に要請するとともに、必要な協力を行う。また、検疫所からの健康監視の通報があれば協力する。

ウ．予防接種

）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

）特定接種

-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定により、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされている。

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、登録事業者及び公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）それ以外の事業者の順とすることを基本とされている。

また、政府行動計画では、事前に上記のような基本的な考え方を整理しておきつつ、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定するとされている。

-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を实

施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされている。

）住民接種

-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

成人・若年者

高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

< 接種順位に関する国の基本的な考え方 >

- 1) 重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- 3) 重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

) 留意点

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における二つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受けて、実施する。

) 医療関係者に対する要請

府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

(5) 医療**ア. 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ府民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関、結核病床を有する医療機関又は知事があらかじめ新型インフルエンザ等患者の受入を依頼した医療機関（以下「協力医療機関」という。）特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ. 発生前における医療体制の整備

府は、京都市と連携し、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

なお、協力医療機関の求めに応じ、大学病院から専門医を派遣する体制の整備を行うこととする。

ウ．発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等入院させる。このため、地域における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、府内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や府内患者の濃厚接触者の診療のために、府内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域の協力医療機関に帰国者・接触者外来を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、府有識者会議等の意見を聴き、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。

このため、府域においては、患者を受け入れる医療機関や臨時の医療施設等について、事前にその活用計画を策定しておく必要がある。

また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、京都市との連携を図りつつ、府医師会、地区医師会、学会等の関係機関とのネットワークを活用することが重要である。

エ．医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

府は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ．抗インフルエンザウイルス薬等

国備蓄分と併せ、府民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、府民生活及び府民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、府民生活及び府民経済への影響を最小限とできるよう、府、市町村、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定

総論

めておく必要がある。

府行動計画では、政府行動計画による段階を適用する。政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定している。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、府有識者会議等の意見を聴いた上で、府が判断することとする。

府、市町村及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階とWHOのフェーズとの対応表>

発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3又は相当する公表等
海外発生期	フェーズ4、5、6又は相当する公表等
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

※新型インフルエンザについて記載

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(府の判断)

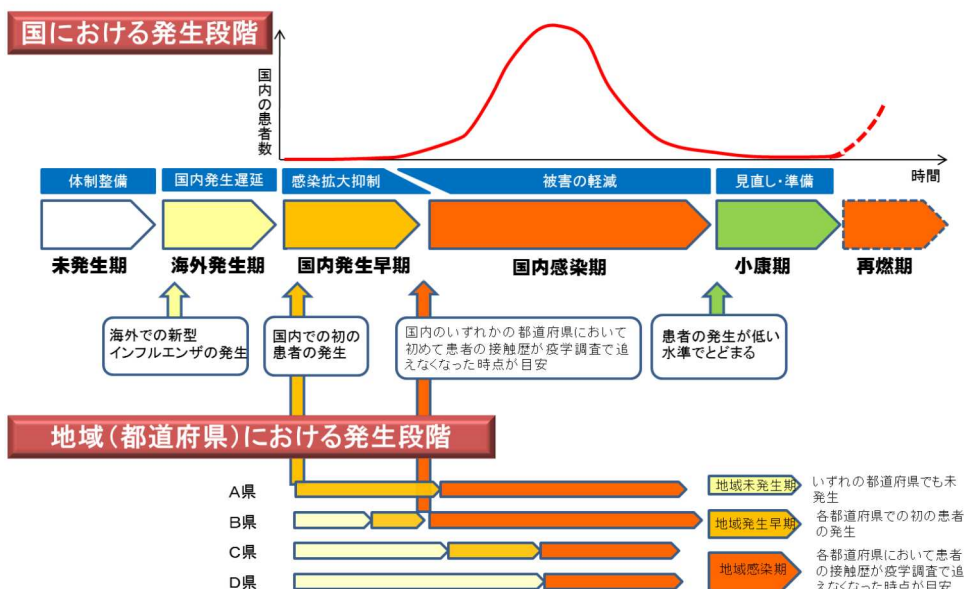
(府内未発生期)
府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

(府内発生早期)
府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(府内感染期)
府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態

※感染拡大～まん延～患者の減少

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



．各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（危機管理監、健康福祉部、全部局）

(1)-2 体制の整備及び国・市町村との連携強化

- ① 府は、取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策推進会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立、発生時に備えた医療版マニュアル、社会対応版マニュアル（事業継続計画を含む。）及び各部局別マニュアル（事業継続計画を含む。）を策定する。（危機管理監、健康福祉部、全部局）
- ② 府、国、市町村、指定（地方）公共機関等は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。（危機管理監、健康福祉部、全部局）
- ③ 府は、市町村行動計画及び指定（地方）公共機関における業務計画の作成を支援する。（危機管理監、健康福祉部、関係部局）

未発生期

- ④ 府は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を進める。(危機管理監、健康福祉部、警察本部、関係部局)
- ⑤ 府は、府有識者会議等の意見を踏まえ、医療体制の整備等を行う。(健康福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

府は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。(健康福祉部、農林水産部)

(2)-2 通常のサーベイランス

- ① 府及び京都市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（指定届出機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ④ 府は、国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。(健康福祉部)
- ⑤ 府は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類又は豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集及び分析評価に協力する。(健康福祉部、農林水産部、文化環境部)

(2)-3 調査研究

府は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び京都市との連携等の体制整備を図る。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 府は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、府民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部)
- ② 府は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉部)

(3)-2 体制整備等

府は、広報・広聴体制の整備等の事前の準備として以下のことを行う。(府民生活部、健康福祉部、知事直轄(知事室長))

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた府民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当者を中心としたチームの設置、広報・広聴担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、府民からの相談に応じるため、相談窓口(専用コールセンター等)を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、相談窓口(生活相談を含む)を設置する準備を進めるよう要請する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 府、市町村、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)
- ② 府は、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛の要請に係る感染対策についての理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

府及び京都市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、府は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉部)

(4)-1-3 水際対策

府及び京都市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

府は、府内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

(4)-2-2 基準に該当する事業者の登録

- ① 府及び市町村は、国が作成した、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(関係部局)
- ② 府及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(関係部局)

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

府は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。（知事直轄（職員長G））

(4)-2-3-2 住民接種

① 市町村は、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、当該市町村が区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。そのため、原則として集団的接種により行うこととし、候補となる会場の選定や地区医師会との連携に努める。

② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

府は、そのための技術的な支援を行う。（健康福祉部）

③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(4)-2-4 情報提供

府は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、府民の理解促進を図る。（健康福祉部）

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

① 府は、京都市と連携し、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、府医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。（健康福祉部）

② 府は、京都市と連携し、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康福祉部）

- ③ 府は、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。
また、京都市にも同様に設置する準備を進めるよう要請する。（健康福祉部）
- ④ 府は、京都市と連携し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を支援する。（健康福祉部）
- ⑤ 府は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を支援する。（健康福祉部）

(5)-2 府内感染期に備えた医療の確保

府は、京都市と連携し、以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。（健康福祉部）

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 感染対策のため指定（地方）公共機関である医療機関を含む協力医療機関で優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関の収容能力を超えた場合は、全ての入院医療機関で対応するが、さらに、収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦ 府内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。
また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（危機管理監、健康福祉部）

(5)-3 研修等

府は、国及び京都市と連携しながら、医療従事者等に対し、府内発生を想定した研修や訓練を行う。(健康福祉部)

(5)-4 医療資器材の整備

- ① 府及び京都市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。(健康福祉部)
- ② 府は、協力医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備を支援する。(健康福祉部)

(5)-5 検査体制の整備

府は、保健環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の即応体制を整備するとともに、中丹西保健所で検査体制を整備する。(健康福祉部)
また、京都市に対して、同様に整備するよう要請する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

府は、国備蓄分と合わせ府民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。(健康福祉部)

(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

府は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における在庫状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(健康福祉部)

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

府は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策及び重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係部局)

(6)-2 物資供給の要請等

府は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送

未発生期

の確保のため、製造・販売又は運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。（関係部局）

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

府は、市町村に対し、府内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援の内容（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や支援体制の構築、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。（健康福祉部）

(6)-4 火葬能力等の把握

府は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健康福祉部）

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

<p>海外発生期</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 府内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 府内発生した場合には早期に発見できるよう府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者及び府民に準備を促す。 5) 検疫等により、府内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 府は、国が、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、条例に基づき知事を本部長とする府対策本部を設置する。また、府有識者会議等の意見を踏まえ、国が決定する基本的対処方針及び府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)
- ② 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(健康福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 府内サーベイランスの強化等

- ① 府及び京都市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、府内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ④ 府は、引き続き、国が行う鳥類又は豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。(健康福祉部、農林水産部、文化環境部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

府は、府民に対して、海外での発生状況、現在の対策(帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、相談窓口の設置等)、府内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

府は、国、市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(危機管理監、健康福祉部)

(3)-3 相談窓口の設置

府は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口(専用コールセンター等)を設置し、適切な情報提供を行う。(府民生活部、健康福祉部)

また、市町村にも相談窓口の設置を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 府内でのまん延防止対策の準備

府、国及び京都市は、相互に連携し、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛の要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

また、国及び京都市と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（健康福祉部）

府は、事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。（関係部局）

(4)-2 水際対策

(4)-2-1 検疫の強化

- ① 府は、舞鶴港及び宮津港に入港する貨物船及び客船の検疫については、大阪検疫所が行う検疫について、必要な協力を行う。（健康福祉部、建設交通部）

舞鶴港及び宮津港に来航する貨物船及び客船から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所、舞鶴市その他関係機関との連携を確認・強化する。（健康福祉部、建設交通部）

- ② 府及び京都市は、検疫所から通報があった同乗者及び発生国からの入国者については、健康監視を実施する。（健康福祉部）
- ③ 府は、検疫の強化に伴い、舞鶴港及び宮津港並びにその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

(4)-2-2 密入国者対策

府は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。（警察本部）

(4)-3 在外留学生対策

府は、京都市と連携し、府内の各学校等に対して、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。（文化環境部、教育委員会、政策企画部）

(4)-4 予防接種

(4)-4-1 ワクチンの供給

府は、府内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（健康福祉

部)

(4)-4-2 接種体制

(4)-4-2-1 特定接種

府及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(知事直轄(職員長G))

(4)-4-2-2 住民接種

- ① 市町村は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 府は、全府民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。(健康福祉部)

(4)-4-3 情報提供

府は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市町村、関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。(健康福祉部)

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

府は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。(健康福祉部)

(5)-2 医療体制の整備

府は、京都市と連携し、以下のことを行う。(健康福祉部)

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。
- ② 感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等を疑う者の受入れの準備を要請する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、府医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ④ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

府は、以下のことを行い、京都市に対して同様の対応を要請する。(健康福祉部)

- ① 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-4 医療機関等への情報提供

府は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。(健康福祉部)

(5)-5 検査体制の整備

- ① 府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。(健康福祉部)
- ② 府は保健環境研究所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。(健康福祉部)

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

- ① 府及び京都市は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ② 府は、保健所が行う患者の濃厚接触者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する予防投与に備えて、手順等を確認する。(健康福祉部)
- ③ 府は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康福祉部)
- ④ 府は、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を把握するとともに、同販売業者に対し流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保するよう要請する。(健康福祉部)

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ① 府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係部局)

- ② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、府及び国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)
府は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係部局)

(6)-2 遺体の火葬・安置

府は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(健康福祉部)

国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

<府内未発生期>

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

<府内発生早期>

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 府内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。府内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、府民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 府内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府民生活及び府民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

府対策本部は、府有識者会議等の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び府行動計画等に基づき、対策を協議し、実施する。(全部局)

(1)-2 政府現地対策本部との連携

府は、国が、府に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。(危機管理監、健康福祉部、関係部局)

(1)-3 緊急事態宣言の措置

- ① 府は、国が府域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び府行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(全部局)
- ② 市町村は、緊急事態宣言をがなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

- ① 府及び京都市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握及び学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ② 府及び京都市は、国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、府内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉部)

(2)-2 調査研究

府及び京都市は、国と連携し、発生した府内患者について、初期の段階には、積積的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 府は、府民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)
- ② 府は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、教育委員会、文化環境部、関係部局)
- ③ 府は、府民から相談窓口(専用コールセンター等)などに寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映させる。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

(3)-2 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。(危機管理監、健康福祉部)

(3)-3 相談窓口の体制充実・強化

府は、相談窓口(専用コールセンター等)を充実・強化する。(府民生活部)
市町村に対し、相談窓口の体制の充実・強化を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 府内でのまん延防止対策

- ① 府及び京都市は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛の要請、健康観察等)などの措置を行う。(健康福祉部)

国内発生早期

- ② 業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 府及び京都市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
 - ・ 府及び京都市は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
 - ・ 府は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会、文化環境部)
 - ・ 府及び京都市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。(建設交通部、関係部局)
- ③ 府は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

(4)-2 水際対策

- ① 府及び京都市は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。(健康福祉部、建設交通部、警察本部)
- ② 府及び京都市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(健康福祉部、建設交通部)

(4)-3 予防接種

府は、国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに、特定接種を進める。(知事直轄(職員G)、健康対策課)

<住民接種>

- ① 市町村は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(健康福祉部)
- ② 市町村は、接種の実施に当たり、府及び国と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場

を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康福祉部)

③ 情報提供

府及び市町村は、住民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。(健康福祉部)

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とすることが考えられる。(危機管理監、関係部局)

- ・ 特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。)第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(教育委員会、文化環境部、関係部局)

- ・ 特措法第24条第9項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

特措法第45条の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理監、関係部局)

- ② 府は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法の規定による措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。(危機管理監、健康福祉部)
- ③ 市町村は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

府は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、京都市に対して、同様の対応を要請する。(健康福祉部)

府は、京都市と連携し、患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、府有識者会議等の意見を聴き、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉部)

(5)-2 患者への対応等

- ① 府及び京都市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、必要と判断した場合に、府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。
全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した

ものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（健康福祉部）

(5)-3 医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

① 府は、府内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉部）

② 府は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（健康福祉部）

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

府は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。（健康福祉部）

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。（危機管理監、関係部局）

(6)-2 府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（危機管理監、関係部局）

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。（関係部局）

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（関係部局）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である府、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（関係部局）

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。（関係部局）

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。（関係部局）

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。（関係部局）

(6)-3-4 サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

(6)-3-5 緊急物資の運送等

- ① 府は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ② 府は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（健康福祉部）
- ③ 府は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等

府及び市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

(6)-3-7 犯罪の予防・取締り

府は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

国内発生早期

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

< 府内未発生期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

< 府内発生早期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

< 府内感染期 >

府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 府民生活及び府民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、府民生活・府民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動を

国内感染期

できる限り継続する。

7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

府対策本部は、府有識者会議等の意見を踏まえ、府内発生早期又は府内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

府及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

府及び京都市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、次のとおり対応する。

また、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)

< 府内未発生期、府内発生早期における対応 >

府は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。(健康福祉部)

< 府内感染期における対応 >

府は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)

府は、引き続き、府内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

府は、引き続き、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、府内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

府は、引き続き、府民から相談窓口(専門コールセンター等)などに寄せられる問い合わせや、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康福祉部)

(3)-2 相談窓口の継続

府は、相談窓口(専用コールセンター等)を継続する。(府民生活部)
市町村に対し、相談窓口の継続を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(3)-3 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 府内でのまん延防止対策

業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 府及び京都市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
- ・ 府及び京都市は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
- ・ 府は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会、文化環境部)
- ・ 府及び京都市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。(建設交通部、関係部局)

府は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。(健康福祉部)

府は、府内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛の要請、健康観察等)を中止する。(健康福祉部)

(4)-2 水際対策

府及び京都市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(健康福祉部、建設交通部)

(4)-3 予防接種

府は、国内発生早期の対策を継続する。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(危機管理監、関係部局)
- ・ 特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(教育委員会、文化環境部、関係部局)

- ・ 特措法第24条第9項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

特措法第45条の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理監、関係部局)

市町村は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

府は、以下の対策を行う。また、京都市に対して、同様の対応を要請する。(健康福祉部)

< 府内未発生期、府内発生早期における対応 >

引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。

必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

< 府内感染期における対応 >

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。

入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行う。

ただし、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、原則として協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。

府は、医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。(健康福祉部)

医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(5)-2 医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、府が指定する医薬品卸売販売業者を通じて、帰国者・接触者外来及び協力医療機関に優先的に配分する。なお、必要であれば国備蓄分の配分を要請する。(健康福祉部)

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供及び医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

府は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。(健康福祉部)

府は、京都市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康福祉部)

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係部局)

(6)-2 府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係部局)

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。(関係部局)

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-4 サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(危機管理監、関係部局)

(6)-3-5 緊急物資の運送等

国内発生早期の記載を参照

(6)-3-6 物資の売渡しの要請等

府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエ

ンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
(関係部局)

府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係部局)

(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等

府及び市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)

府及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

府及び京都市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令で定めるところにより、適切な措置を講じる。(関係部局)

市町村は、国及び府が実施する措置について、行動計画に定めるところにより住民等への適切な周知等に努めるものとする。

(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

府は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(健康福祉部)

(6)-3-9 犯罪の予防・取締り

国内発生早期の記載を参照。

(6)-3-10 埋葬・火葬の特例等

府は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(健康福祉部)

府は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(健康福祉部)

府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)

(6)-3-11 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

府は、新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じるよう要請する。(関係部局)

小康期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況
目的： 府民生活及び府民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

府対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)

(1)-2 緊急事態解除宣言

府は、国が府域における緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

府は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、府有識者会議等の意見を踏まえ、必要に応じ府行動計画等の見直しを行う。(全部局)

(1)-3 府対策本部及び市町村対策本部の廃止

① 府は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに府対策本部を廃止する。

② 市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町村対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

- ① 府及び京都市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係部局)
- ② 府は、府民から相談窓口（専用コールセンター等）などに寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係部局)

(3)-2 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉部)

(3)-3 相談窓口の体制の縮小

府は、状況を見ながら、相談窓口（専用コールセンター等）の体制を縮小する。(府民生活部)

市町村に対し、相談窓口の体制の縮小を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

府は、京都市及び国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉部)

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

① 府は、国において、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成されれば、医療機関に周知する。(健康福祉部)

② 府は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(健康福祉部)

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 府民・事業者への呼びかけ

府は、必要に応じ、引き続き、府民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係部局)

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-2-1 業務の再開

① 府は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係部局)

② 府は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等

の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係部局)

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

国内感染期の記載を参照。

(6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係部局)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

特定接種

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

特定接種

銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生 時における必要な資金決済 及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用 水供給業	一	河川管理・用水供給 業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道、工 業用水の安定的・適切な供 給に必要な水源及び送水施 設の管理	国土交通省
工業用水道業	一	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な工業用水 の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	一	下水道処理施設維持 管理業 下水道管路施設維持 管理業	新型インフルエンザ等発生 時における下水道の適切な 運営	国土交通省
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生 時における必要な水道水の 安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済 事業者	B-4	全国銀行資金決済ネ ットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機 関 振替機関	新型インフルエンザ等発生 時における金融システムの 維持	金融庁
石油・鉱物卸 売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生 時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石 炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生 時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生 時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売 業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンススト	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料品 （缶詰・農産保存食料品、	農林水産省 経済産業省

		ア	精穀・精粉、パン・菓子、 レトルト食品、冷凍食品、 めん類、育児用調整粉乳を いう。以下同じ。)の販売	
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料 品、生活必需品（石けん、 洗剤、トイレトペーパー、 ティッシュペーパー、シャ ンプー、ごみビニール袋、 衛生用品をいう。以下同 じ。)の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料 品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製 造業（育児用調整粉 乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料の 供給（缶詰・農産保存食料 品、精穀、パン・菓子、レ トルト食品、冷凍食品、め ん類、育児用調整粉乳をい う。以下同じ。）	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の食料及 び食料品を製造するための 原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガ ス、ガソリンスタン ド）	新型インフルエンザ等発生 時におけるLPガス、石油 製品の供給	経済産業省
その他の生活 関連サービス 業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活 関連サービス 業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生 時における最低限の生活必 需品の販売	経済産業省

特定接種

廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省
--------	-----	----------	----------	-----

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局	区分1	各府省庁

事務に専従する者のみ		
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣官房法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

特定接種

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(1) 実施体制

国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議し、実施する。

(2) サーベイランス・情報収集**(2)-1 情報収集**

府は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

① 府は、府内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

② 府は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて市町村に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、府民に積極的な情報提供を行う。(危機管理監、健康福祉部、農林水産部)

(4) 予防・まん延防止**(4)-1 在外留学生への情報提供**

府は、京都市と連携し、府内の各学校等に対して、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底するよう、要請する。(文化環境部、教育委員会)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策**(4)-2-1 水際対策**

府は、検疫所から、検疫法(昭和第26年法律第201号)に基づく知事への健康監視の通知等があった場合には、これに協力する。(健康福祉部)

(4)-2-2 府内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ① 府は、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ② 府は、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部、農林水産部)

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家禽での発生を予防するため、次の対策を実施する。

- ① 府は、府内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農林水産部)
- ② 府内で鳥インフルエンザが発生した場合、府は、国との連携を密にし、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針とともに府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づき、総合的な対策を関係部局の緊密な連携のもとに講じる。(危機管理監、農林水産部、健康福祉部、建設交通部、広域振興局等)

(5) 医療

(5)-1 府内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 府及び京都市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、原則として第1種感染症指定医療機関で適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)の患者(疑似症患者を含む。)と診断されれば、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。(健康福祉部)

- ② 府は、必要に応じ、患者の検体について保健環境研究所でH5亜型及びN7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。(健康福祉部)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

府は、以下の対策を行う。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

鳥インフルエンザ

【用語解説】※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は、さらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床のこと。

- 帰国者・接触者外来
発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。
- 帰国者・接触者相談センター
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。
- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス
見張り又は監視制度のこと。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
- 指定届出機関
感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもののこと。
- 死亡率（Mortality Rate）
ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数のこと。

- 人工呼吸器
救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置のこと。
- 新型インフルエンザ
新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009
2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
- 新感染症
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）
- 積極的疫学調査
患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条の規定による調査のこと。
- 致命率（Case Fatality Rate）
流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合のこと。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト

など)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)のこと。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法のこと。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。